

松江市告示第 210 号

松江市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用徴収規則（平成 17 年松江市規則第 104 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく助産施設負担金徴収金額表及び母子生活支援施設負担金徴収金額表（平成 17 年松江市告示 118 号）を次のように改正し、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

助産施設負担金徴収金額表

階層区分	月初日のその妊産婦の属する世帯の階層区分	負担金の額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200 円
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	4,500 円
D1	A 階層及び C 階層を除き当該年分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,000 円以下
D2		9,001 円以上 19,000 円以下
		9,000 円

備考

- 1 入所妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）を受けられる場合は、この表の規定にかかわらず、当該出産一時金の額又は助産費用のいずれか低い額を負担金の額とする。
- 2 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D1～D2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 317 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。  
なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

母子生活支援施設負担金徴収金額表

階層区分	各月初日のその母子の属する世帯の階層区分	徴収金額（月額）	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0 円	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,200 円	
D1	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税が課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000 円以下	3,300 円
D2		9,001 円以上 27,000 円以下	4,500 円
D3		27,001 円以上 57,000 円以下	6,700 円
D4		57,001 円以上 93,000 円以下	9,300 円
D5		93,001 円以上 177,300 円以下	14,500 円
D6		177,301 円以上 258,100 円以下	20,600 円
D7		258,101 円以上 348,100 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 27,100 円をこえるときは 27,100 円とする。）
D8		348,101 円以上 456,100 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 34,300 円をこえるときは 34,300 円とする。）
D9		456,101 円以上 583,200 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 42,500 円をこえるときは 42,500 円とする。）
D10		583,201 円以上 704,000 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 51,400 円をこえるときは 51,400 円とする。）
D11		704,001 円以上 852,000 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 61,200 円をこえるときは 61,200 円とする。）
D12		852,001 円以上 1,044,000 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 71,900 円をこえるときは 71,900 円とする。）
D13		1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 83,300 円をこえるときは 83,300 円とする。）
D14		1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	その月のその入所世帯にかかる支弁額（全額徴収。ただし、その額が 95,600 円をこえるときは 95,600 円とする。）
D15		1,426,501 円以上	全額徴収

備考 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D1～D1 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 317 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。